

## 財務省第7入札等監視委員会 平成24年度第3回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成25年3月27日（水） 金沢広坂合同庁舎 共用大会議室	
委員	委員長 西村 茂（金沢大学法学部 教授） 委員 中村 明子（松本洋武法律事務所 弁護士） 委員 舟橋 秀明（金沢大学大学院法務研究科 准教授）	
審議対象期間	平成24年10月1日（月）～平成24年12月31日（月）	
契約の現状の説明	平成24年10月～12月の契約実績	
抽出委員の選出	委員の互選により舟橋委員を次回抽出委員に選出。	
抽出案件	3件	（備考）
競争入札（公共工事）	2件	契約件名 : 平成24年度第3回維持整備工事 契約相手方 : 共和管機工業株式会社 契約金額 : 2,089,500円 契約締結日 : 平成24年11月22日 担当部局 : 北陸財務局
随意契約（公共工事）	-件	契約件名 : 高岡税務署3階事務室OAフロア改修工事 契約相手方 : 東武建設株式会社 契約金額 : 4,161,150円 契約締結日 : 平成24年12月10日 担当部局 : 金沢国税局
競争入札（物品役務等）	1件	契約件名 : 産業廃棄物（アルコール類）処理業務 契約相手方 : 環境開発株式会社 予定調達総額 : 2,598,750円 契約締結日 : 平成24年12月18日 担当部局 : 金沢国税局
随意契約（物品役務等）	-件	
応札（応募）業者数1者関連	1件	競争入札（公共工事）の「平成24年度第3回維持整備工事」事案に同じ
委員による意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	なし	

意見・質問	回答
<p><b>【契約一覧表】</b>  ・北陸財務局  「平成24年度合同宿舎点検業務」の契約が各県毎(石川県内、富山県内及び福井県内)にあり、各々の契約金額が違う理由は何か。また、各県毎の単価に違いはあるのか。</p> <p>・金沢国税局  「加除式図書一覧」の調達について、定価で購入しているのか。</p>	<p>各県毎で宿舎戸数に違いがあるものであり、具体的には棟数や建物の形状等によって異なるものである。</p> <p>定価で購入している。</p>
<p><b>【案件 1】</b>  「平成24年度第3回維持整備工事」</p> <p>契約相手方 : 共和管機工業株式会社  契約金額 : 2,089,500円  契約締結日 : 平成24年11月22日  担当部局 : 北陸財務局</p> <p>紙による入札参加者が電子入札システムを利用しない理由を記載した参加願を提出しているが、入札の方法は基本的に電子入札システムなのか、それともどちらでも構わないというスタンスなのか。</p> <p>特殊な工事でもないのに、応札者が一者となった理由は何か。</p> <p>今回の量水器は、特殊な機器なのか。</p>	<p>国としては基本的に電子入札システムを推進していることから、利用を促す意味合いで紙による参加理由を記載していただくこととしている。</p> <p>業者にヒアリングしたところ、設備も含めた建設業界全般においては、各社とも最低限の現場監督や職人しか雇用していないため、複数の工事を一度に受注できない状態であることから、小規模な工事は受注しない傾向にあるとのことであった。  公示期間の確保等は、適切に対応している。</p> <p>単独式の量水器は、一般家庭用と同じで直接メーターを確認する方式のもの、一方、隔測式の量水器は集中検針盤において、棟全戸の指針が確認できる方式のものであり、いずれも一般的なメーカーの機器である。</p>
<p><b>【案件 2】</b>  「高岡税務署3階事務室OAフロア改修工事」</p> <p>契約相手方 : 東武建設株式会社  契約金額 : 4,161,150円  契約締結日 : 平成24年12月10日  担当部局 : 金沢国税局</p> <p>入札状況調書を見たところ、全ての参加業者の入札金額の下3桁が0円と揃っているが、入札書を記載する上で、そのような決まりはあるのか。</p>	<p>入札書の記載に当たって、入札金額の下3桁を揃えなければならないといった決まりはない。  案件によって、端数を記載してくる業者も見受けられる。</p>
<p><b>【案件 3】</b>  「産業廃棄物(アルコール類)処理業務」</p> <p>契約相手方 : 環境開発株式会社  予定調達総額 : 2,598,750円  契約締結日 : 平成24年12月18日  担当部局 : 金沢国税局</p> <p>複数の応札者の内、一者が入札無効となっているが、どのような理由で無効となったのか。</p> <p>アルコール類の処分方法としては、どのような方法があるのか。</p>	<p>総価で入札すべきところ、当該応札者が誤って単価で入札したものであり、入札後に当該応札者から入札金額を誤って記載し入札した旨の申立てがあったことから入札無効としたものである。</p> <p>当該業務に係る処分品は、食品循環資源として再生利用が可能な食品リサイクル法に規定する食品廃棄物に該当する。  当局は食品リサイクル法に規定する事業者には該当しないことから、処分方法として、適正かつ安価な焼却処分とした。</p>